

2月定例会提出予定議案について

- 1 令和7年度当初予算案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- 3 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例・・・・ P 13

保 健 医 療 部

令和7年度当初予算案（保健医療部分）

予算規模

(単位：千円)

	令和6年度 当初予算額	令和7年度 計上予算額	財源内訳				対前年比 (%)
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
一般会計	72,373,609	65,039,053	15,261,649	6,153,120	0	43,624,284	89.9%

I 誰も取り残さない安全安心な兵庫

- 【新】 ■ 低軌道衛星通信（スターリンク）導入事業 : 2,477千円 (医務課)
- 【新】 ■ 災害拠点病院に対する低軌道衛星通信（スターリンク）導入補助 : 25,027千円 (医務課)
- 【拡】 ■ 看護補助者確保対策事業 : 5,235千円 (医務課)
- 【新】 ■ 兵庫県感染症対策センター（仮称）設置事業 : 4,840千円 (疾病対策課)
- 帯状疱疹ワクチン接種助成事業 : 25,786千円 (疾病対策課)

II 若者が輝く兵庫

- 【拡】 ■ 不妊治療支援の更なる強化 : 214,000千円 (健康増進課)
- 【新】 ■ 産後ケア事業 : 132,040千円 (健康増進課)

I 誰も取り残さない安全安心な兵庫

2

【新】■低軌道衛星通信（スターリンク）導入事業：2,477千円

- 災害発生時に特に重要な役割を担う災害対策本部及び保健医療福祉調整本部に、**簡易に高速・安定的なインターネット接続が可能な低軌道衛星通信(スターリンク(※))**をモデル的に導入

※低軌道の衛星を活用したブロードバンドインターネット。通信環境が整備されていない山間部や災害時でも高速・安定的なインターネット接続が可能。

○実施内容

項目	内容
配備台数	2台（県庁で活用1台、航空搬送拠点臨時医療施設等で活用1台）
活用場面	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の通信断絶時、復旧までの3時間間の業務 ・県庁舎への立入困難時、別の拠点で業務
	<ul style="list-style-type: none"> ・航空搬送拠点臨時医療施設で展開 ・被災市町との通信途絶時に当該市町役場で展開
通信相手方、通信内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国、市町 ・災害の状況、措置状況の報告
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院 ・被災状況の連絡、患者受入調整、状況確認



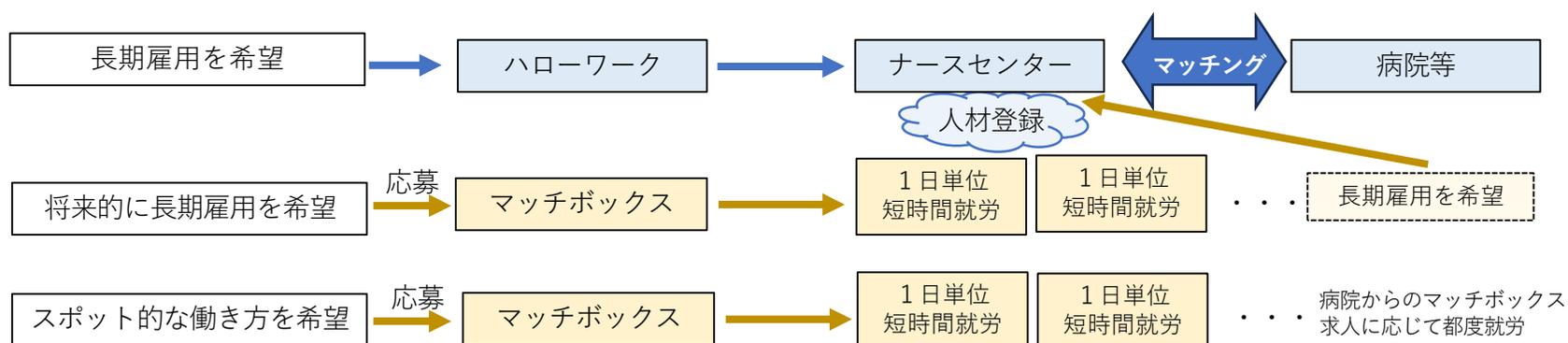
I 誰も取り残さない安全安心な兵庫

4

【拡】 ■看護補助者確保対策事業：5,235千円

- ハローワークと連携したマッチングの実施により、**長期雇用人材の確保**に取り組むとともに、**淡路島マッチボックス**を活用し、**多様な雇用形態の人材の掘り起こし**等を目指す

項目	ナースセンター・ハローワーク連携事業	マッチボックス事業
事業内容	ハローワークから求職者情報の提供を受けてナースセンターが病院等とマッチングを実施	ナースセンターの研修を受講した者が淡路島マッチボックスで病院等の求人に応募
働き方	長期雇用	1日単位・短時間の就労 (希望があれば長期雇用のマッチングも実施)
事業効果	長期雇用人材の確保	① 長期雇用につながり得る人材の掘り起こし ② 長期雇用前の就業経験による離職防止 ③ 病院のスポット的な人材不足に対応



I 誰も取り残さない安全安心な兵庫

【新】■兵庫県感染症対策センター（仮称）設置事業：4,840千円

- 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策検証報告書（R6.2）における指摘、兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画（R7.3改定予定）への対応として、**兵庫県感染症対策センター（仮称）を設置**
- 神戸大学と連携し、感染症専門家を非常勤嘱託員として任用して**常時専門家意見を取り入れる**ことにより、**新興感染症等への対応体制を強化**

○感染症対策センター（仮称）の設置による機能強化

時期	項目	現状	センター設置後
平時 (既存感染症 対応)	情報発信の充実	・発生件数、年齢層等の事実 ・一般的な予防策	・分析による感染拡大前からの情報発信 ・施設や場面ごとのピンポイントの予防策
	人材の育成	感染症対策の中核病院への研修なし	左記病院の感染制御の指導者に研修
新興感染症 への備え	医療機関への 情報提供	国から提供される情報を提供	国から提供される情報の緊急性等を評価し、 独自の情報ネットワークによる情報を提供
	感染拡大予測 モデル構築	明確なエビデンスがない中、国指 針を踏まえた休業要請など	感染拡大予測モデルを構築し、モデルに基づ く必要最小限の休業要請などが可能となる
有事 (新興感染症 発生時)	対策の司令塔	県職員で構成された対策本部会議 で方針等を決定	初動から一貫して感染症専門家の知見を取り 入れて方針等を決定
	積極的疫学調査	県保健所の保健師等が感染経路等 を調査	感染症専門家が保健師等の感染経路等調査を 専門的に支援・全県的に分析

I 誰も取り残さない安全安心な兵庫

■ 带状疱疹ワクチン接種助成事業：25,786千円

- 円滑な事業移行とするため、**令和7年度に限り**、5年以内に国の定期接種対象とならない者に限定し、市町事業への県補助を継続

○ 助成制度概要

項目	内容									
対象者	接種日現在で満50歳以上、かつ、令和8年3月31日時点で60歳以下の方									
補助単価	市町が助成する場合に、その1/2を補助 ただし、上限額は2,000円 <div style="text-align: right;">(例) 接種費用8,000円の場合</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>県</th> <th>市町</th> <th>接種者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </tbody> </table>	県	市町	接種者	2,000円	2,000円	4,000円	1	1	2
県	市町	接種者								
2,000円	2,000円	4,000円								
1	1	2								
補助回数	生ワクチン、組換えワクチンどちらか1回限り									

○ 国の方針

- ・ 令和7年4月1日より65歳を対象とした定期接種が開始される予定
- ・ 対象者：65歳の方
経過措置：70歳から5歳刻みで100歳まで、5年間実施
100歳以上については、初年度に限り全員対象

II 若者が輝く兵庫

【拡】

1 先進医療費・通院交通費助成の充実

【拡】対象医療機関を隣接府県まで拡充

- ・京都・大阪を含む**隣接府県まで対象医療機関を拡大**

2 不妊治療と仕事の両立支援の推進

【新】管理職・従業員に向けた普及啓発

- ・企業への普及啓発、社内研修等で活用できる広報媒体の作成
※オンデマンドで活用できるようポータルサイトに掲載

【新】不妊治療と仕事の両立推進フォーラムの開催

- ・経営者・管理職を対象に、講演、パネルディスカッション等を実施

【新】不妊治療に特化した企業相談体制の構築

- ・企業、専門家、当事者団体をつなぐ相談体制を構築
- ・企業の状況に応じて、従業員向けオーダーメイド研修を実施

3 不妊症等に関する支援促進条例（仮称）の制定

- ① 県の基本姿勢を明確化
- ② 関係者の役割を整理し共通意識を醸成
- ③ 施策の実効性を担保し、継続的・体系的な取組を推進

先進医療費	現状	拡充後
補助額	1クール（胚移植1回）あたり3万円	1クール（胚移植1回）あたり3万円
対象	原則、県内医療機関	県内及び隣接府県の医療機関



←R6.2月開設
「兵庫県不妊治療支援サイト」



R6.12月開設「兵庫県プレコンセプションケア支援サイト」→



- R7年1月 条例案の公表
- R7年2月 **パブリックコメント**
- R7年6月 **公布・施行（予定）**

■ 不妊治療支援の更なる強化

予算案 総額214,000千円

8

安心して不妊治療が受けられる環境を整備するため、更なる支援策を実施

1 経済的負担の軽減

①②とも所得制限なし

【拡】 助成制度の対象医療機関を **隣接府県まで拡大** (通院交通費には上限額を設定)

※県内居住地に関わらず、京都、大阪、鳥取、岡山、徳島も対象

① 保険適用外の先進医療費を助成

対 象	県内及び 隣接府県医療機関 *1で 先進医療 を受けた者 (43歳未満)
助成額	1クール*2あたり 3万円 (回数制限なし)

*1 制度拡充はR7.4.1以降の先進医療を対象

*2 1クールは、生殖補助医療開始から胚移植まで

② 先進医療にかかる通院交通費を助成

対 象	本人 (同行者は対象外)
助成額	1クールの治療にかかった通院交通費の合計額から5,000円を控除した額の1/2以内の額 (上限額) 1往復当たり19,000円 *3

*3 R6実績の最も高額となる市町間の自家用車・公共交通機関の平均額

2 不妊治療と仕事の両立 (産業労働部計上)

【新】 ・企業向け不妊治療と仕事の両立推進フォーラム

【新】 ・不妊治療に特化した企業相談体制の構築

・健康づくりチャレンジ企業向け支援

相談体制は**当事者団体と連携**

3 普及啓発

【新】 ・不妊治療と仕事の両立推進の広報媒体作成

・不妊治療応援サイトの活用 (R6.2~)

広報資材は**オンデマンド**で活用

4 プレコンセプションケアの推進

- ・高校生等を対象に妊娠・出産を含む健康についての出前講座などを実施
- ・プレコンポータルサイトの活用 (R6.12~)
- ・タブロイド誌の活用 (R7.2~)

5 不妊症等に関する支援促進条例 (仮称) の創設

- ・安心して不妊治療等を受けられる環境整備を継続的に推進

6月上旬を予定

II 若者が輝く兵庫

【新】産後ケア事業：132,040千円

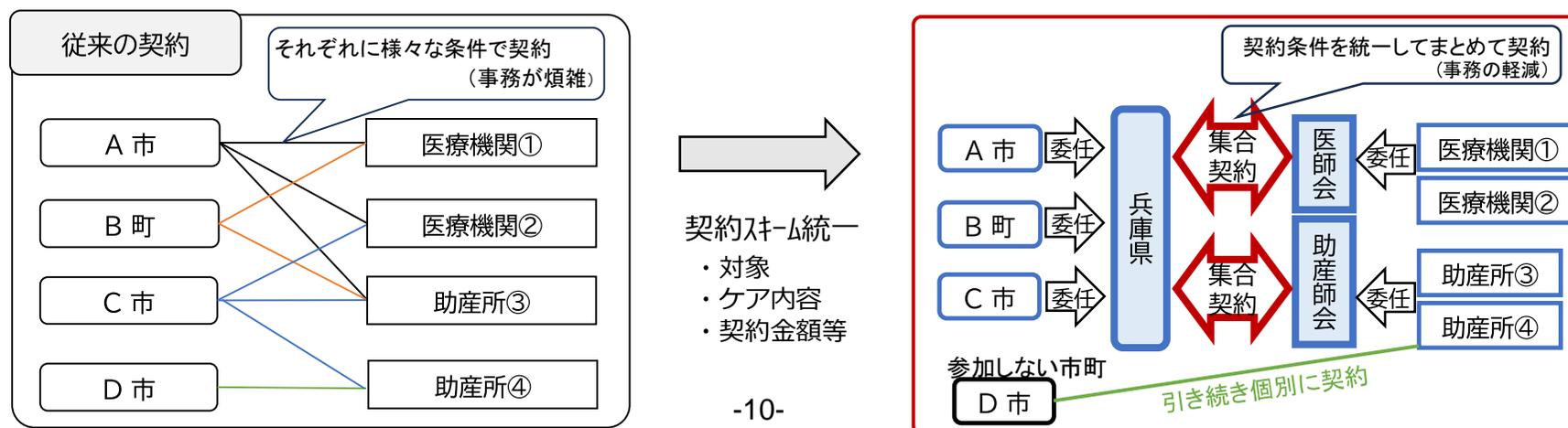
- 産後の母子に対して専門職による心身のケアや育児の指導及び相談等を行う**産後ケア事業（市町が実施）**についてR7から新たに**1/4を県が負担**
- **集合契約を開始**し、市町サービスの充実に向けて検討

○産後ケア事業の内容

区分	内容
対象者	産後1年以内の母子で産後ケアを必要とする者
実施主体	市町
負担割合	国1/2、 県1/4 、市町1/4 ※R6以前は、国1/2、市町1/2

○集合契約の概要

- ・ **市町から委任を受けた県と、各実施機関から委任を受けた県医師会及び県助産師会が集合契約を締結**（令和7年4月1日）
- ・ 参画市町に居住する利用者は、**市町域を跨いでいずれの参画実施機関でも利用可能**



兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

1 制定の理由

医療及び介護の連携を推進するため、兵庫県立総合衛生学院（以下「学院」という。）について、本校と分校（介護福祉学科）を集約した校舎を新設し、移転することに伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 学院の分校に係る規定を削除するとともに、規定の整備を行う（第1条、第2条、第4条及び別表関係）。
- (2) 学院の位置を神戸市長田区腕塚町5丁目（現行：神戸市長田区海運町7丁目）とする（第2条関係）。

3 施行期日

令和7年4月1日

新旧対照表

現 行				
(設置)				
第1条 助産師、看護師、歯科衛生士及び介護福祉士（以下「看護師等」という。）として必要な知識及び技術を教授し、もって医療及び公衆衛生の普及向上並びに社会福祉の増進を図るため、看護師等の養成所として、兵庫県立総合衛生学院（以下「学院」という。）を置く。				
2 学院に、分校として、 <u>中山手分校</u> を置く。				
(位置)				
第2条 学院の本校（以下「本校」という。）の位置は、 <u>神戸市長田区海運町7丁目</u> とする。				
2 学院の分校（以下「分校」という。）の位置は、 <u>神戸市中央区中山手通7丁目</u> とする。				
(授業料等の徴収)				
第4条 県は、学院に入学した者から授業料を、学院の入学の許可を受けた者から入学料を、入学試験を受ける者から入学検査料を徴収する。				
2 <u>本校に係る前項の授業料、入学料及び入学検査料の額は、別表のとおりとする。</u>				
3 <u>分校に係る第1項の授業料、入学料及び入学検査料の額は、次のとおりとする。</u>				
(1) <u>授業料 月額32,500円</u>				
(2) <u>入学料 175,000円</u>				
(3) <u>入学検査料 18,000円</u>				
別表（第4条関係）				
学科	授業料	入学料		入学検査料
		甲	乙	
助産学科	月額 12,500円	16,000円	24,000円	13,000円
看護学科	月額 7,750円	16,000円	24,000円	4,400円
歯科衛生学科	月額 17,250円	17,000円	26,000円	5,800円
備考 入学料の甲欄は、入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者に、乙欄は、その他の者に適用する。				

改 正 案				
(設置)				
第1条 助産師、看護師、歯科衛生士及び介護福祉士（以下「看護師等」という。）として必要な知識及び技術を教授し、もって医療及び公衆衛生の普及向上並びに社会福祉の増進を図るため、看護師等の養成所として、兵庫県立総合衛生学院（以下「学院」という。）を置く。				
(位置)				
第2条 学院の位置は、 <u>神戸市長田区腕塚町5丁目</u> とする。				
(授業料等の徴収)				
第4条 県は、学院に入学した者から授業料を、学院の入学の許可を受けた者から入学料を、入学試験を受ける者から入学検査料を徴収する。				
2 前項の授業料、入学料及び入学検査料の額は、別表のとおりとする。				
別表（第4条関係）				
学科	授業料	入学料		入学検査料
		甲	乙	
助産学科	月額 12,500円	16,000円	24,000円	13,000円
看護学科	月額 7,750円	16,000円	24,000円	4,400円
歯科衛生学科	月額 17,250円	17,000円	26,000円	5,800円
<u>介護福祉学科</u>	<u>月額 32,500円</u>	<u>175,000円</u>	<u>175,000円</u>	<u>18,000円</u>
備考 入学料の甲欄は、入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者に、乙欄は、その他の者に適用する。				

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定の理由

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に定める国が徴収する輸出証明書の発行手数料について、令和7年度より施行されることから、県においても所要の整備を行い、手数料を設定する。

2 制定の概要

使用料及び手数料徴収条例の一部改正

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律における輸出証明書発行にかかる手数料及び適合施設の認定にかかる手数料を新設する。

(別表第4関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

新旧対照表

現 行

別表第4 (第2条関係)

標準事務以外の事務に係る手数料

1～67 (略)

68 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(略)	(略)	(略)

69 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(略)	(略)	(略)

70 (略)

(使用料及び手数料徴収条例)

改 正 案

別表第4 (第2条関係)

標準事務以外の事務に係る手数料

1～67 (略)

68 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(略)	(略)	(略)

68の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(1) 輸出証明書 発行手数料	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下この部において「法」という。)第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行	1通につき870円
(2) 適合施設認 定申請手数料	法第17条第2項の規定に 基づく適合施設の認定の 申請に対する審査	現地調査を行う場合 20,900円 その他の場合 10,400円

69 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(略)	(略)	(略)

70 (略)